

令和 6 年度 第 2 回豊後大野市農業委員会総会議事録

【会議の概要】

- 1 日 時 令和 6 年 5 月 15 日（水）午後 2 時 00 分～3 時 33 分
- 2 場 所 市役所本庁 4 階 正庁ホール
- 3 出席者

農業委員 出席委員（15名）、欠席委員（0名）

| | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 | 議席 番号 | 氏 名 | 出欠 |
|----|----------|--------|----|----------|-------|----|----------|-------|----|
| 会長 | 15 | 三宮 憲治 | ○ | | | | | | |
| 委員 | 1 | 麻生 祐三子 | ○ | 6 | 安藤 大作 | ○ | 11 | 衛藤 英教 | ○ |
| | 2 | 後藤 綾子 | ○ | 7 | 山崎 淳三 | ○ | 12 | 小野 末芳 | ○ |
| | 3 | 橋本 みゆき | ○ | 8 | 廣瀬 正雄 | ○ | 13 | 志賀 義和 | ○ |
| | 4 | 後藤 栄治 | ○ | 9 | 渡邊 丸美 | ○ | 14 | 三代 忠佑 | ○ |
| | 5 | 小野 不二夫 | ○ | 10 | 衛藤 講治 | ○ | | | |

農業委員会事務局職員等（5名）

事務局長、事務局長補佐兼係長、係員（2名）、農業振興課（3名）

- 4 議事録署名委員の指名 9 番 渡邊 丸美 10 番 衛藤 講治
- 5 報告事項

- (1) 会長報告及び各種報告
- (2) 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知について
- (3) 報告第 4 号 農地所有適格法人の要件審査について

6 議 事

- (1) 議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について
- (2) 議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について
- (3) 議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (4) 議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- (5) 議案第 10 号 現況証明（非農地証明）について
- (6) 議案第 11 号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

事務局長 （総会に係る関係資料の説明）

本日の出席委員は15名。

豊後大野市農業委員会会議規則第10条の規定により、会議が成立する旨を報告。

～ 定例総会は、豊後大野市農業委員会会議規則第6条第1項の規定に基づき、会長が進行～

日程1

開 会

議 長 （会長あいさつ、総会成立及び総会における留意点等の説明）

日程2

議事録署名委員の指名

議 長 豊後大野市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、次の委員を指名。
9番（渡邊丸美委員）、10番（衛藤講治委員）

日程3

報告事項

議 長 ◆会長報告及び各種報告
前回定例総会から本日までの経過の報告。（資料に基づき説明）
この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

◆報告第4号 農地所有適格法人の要件審査について
本件について、事務局の説明を求めます。

（事務局） （資料に基づき説明）

議 長 説明報告が終わりました。この件に関し、質問があれば受けます。

《意見・質疑なし》

質問が無いようですので、次に進みます。

日程4

議 事

議 長 ◆議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく、

農用地利用集積等促進計画（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長

提出者の説明が終わりました。

本件については、11 番委員が関係していることから、農業委員会会議規則に基づき、退席を求めます。

(11 番委員 退席)

本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 6 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（案）について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

11 番委員の入室を認めます。

(11 番委員 入室)

◆議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について

本件について、提出者の説明を求めます。

(農業振興課) (資料に基づき説明)

議 長

提出者の説明が終わりました。

本件は、事前に計画書案を提示済み。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切り採決します。

議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第 7 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画（配分替）（案）について」は、原案のとおり「問題ない」とします。

(農業振興課職員 退席)

◆議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

本件について、事務局の説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番から8番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番の案件を2番委員に、番号2番と3番の案件を12番委員に、番号4番の案件を13番委員に、番号5番の案件を11番委員に、番号6番と7番の案件を7番委員に、番号8番の案件を4番委員にお願いします。

2番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
12番委員 審査の結果、不許可要件の6項目に該当するものではなく、許可基準を満たしていること
13番委員 ことから、問題ないと認められました。
11番委員
7番委員
4番委員

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第8号の8案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第8号の8案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」との報告であります。
これから採決します。議案第8号の8件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番から3番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番と2番の案件を12番委員に、番号3番の案件を9番委員にお願いします。

12番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
9番委員 審査の結果、許可基準の12項目について問題ないと認められました。

議 長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第9号の3案件についてこれより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第9号の3案件については、全て「許可基準の不許可に該当するものはない」と

の報告であります。

これから採決します。議案第9号の3案件について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

◆議案第10号 現況証明(非農地証明)について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
ここで、番号1番から6番までの案件について、地区審査会の報告を求めます。
番号1番から3番の案件を2番委員に、番号4番と5番の案件を9番委員に、番号6番の案件を13番委員にお願いします。

2番委員 (地区審査結果の報告) ※左記委員順に報告
9番委員 調査の結果、非農地と判断して問題ないと認められました。
13番委員

議長 事務局及び地区審査会の報告が終わりました。議案第10号の6案件について、これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
議案第10号の6案件については、全て「発行基準に該当する」との報告であります。
これから採決します。議案第10号の6案件について、原案のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

「議案第10号 現況証明(非農地証明)について」は、原案のとおり証明することに決定されました。

◆議案第11号 農地移動適正化幹旋委員の指名について

本件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局) (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を許可します。

《意見・質疑なし》

無いようですので、質疑を打ち切ります。
幹旋委員は、農業委員会が指名することとなっています。
地区審査会での推薦を踏まえ、私から指名いたします。
番号1番の案件を9番委員と23番委員に、番号2番の案件を9番委員と28番委員に

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>お願いします。</p> <p>なお、迅速かつ適切に斡旋処理を行うためには、指名委員のみならず、他の農業委員の支援や協力も不可欠です。皆様方の積極的な情報提供等にご協力いただきますようお願いいたします。</p> <p>その他の項について、事務局から説明をお願いします</p> |
| (事務局) | (次回定例会の開催日時等の事務連絡) |
| 議 長 | <p>次に、地域計画策定に向けた今後の進め方について農業振興課より説明の申し出がありましたので、説明を受けたいと思います。</p> <p>(農業振興課職員 入室)</p> |
| (農業振興課) | (資料に基づき説明) |
| 議 長 | <p>農業振興課からの説明が終わりました。</p> <p>何かご質問やご意見はありませんか。</p> |
| 12 番委員 | <p>人・農地プランが法的に地域計画へ移行されることについての説明を聞き、今後は市内全域で取り組んでいくことを認識したが、地域計画については、これからまた勉強していく必要があると思いました。</p> |
| 2 番委員 | <p>現在、策定作業を行っている集落と平行して進める必要もあると思います。また、策定する集落でないと補助金の対象にならないのか確認したい。</p> |
| 13 番委員 | <p>各町の特徴がある中で、まとめていくのが難しいと思うが、進めるに当たっては、実情に即した内容で、豊後大野市としての方向付けを示して欲しい。</p> |
| (農業振興課) | <p>市としては、市全体での計画とし、町単位、集落単位の課題については、地域の特性を加味して策定していく予定です。</p> <p>一方、目標地図については、耕作者を色分けする必要があり、地域ごとに作成していきますので、計画は一つですが、地図は複数あることとなります。また、中山間の集落協定等も参考とするので、当該事業における集積率の算定に活用できるほか、基盤整備事業の際にも、事業に係るエリアが含まれていれば問題ないと思われます。市としては、市内全域で計画策定することで各種の事業要件に対応していきたいと思っています。</p> |
| 議 長 | <p>その他ご意見等はございませんでしょうか。</p> <p>無いようですので、これをもちまして、令和6年度第2回豊後大野市農業委員会定例総会の全ての日程を終了します。</p> <p>長時間の慎重審議、誠にありがとうございました。</p> |

豊後大野市農業委員会会議規則第20条の規定による議事録署名については、原本による。